

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年11月28日（令和5年（行情）諮問第1076号ないし同第1079号）

答申日：令和6年7月12日（令和6年度（行情）答申第249号ないし同第252号）

事件名：特定月に特定個人が厚生労働大臣宛に送付した内容証明郵便に関して作成された文書の不開示決定に関する件
任期付職員募集に際して、採否の判断基準として作成された文書の不開示決定に関する件
特定日付け行政文書開示請求書の添付書類作成に関する文書の不開示決定に関する件
開示請求電子申請到達番号特定番号に関して作成された文書の不開示決定に関する件

答申書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書4（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年6月26日付け厚生労働省発総0626第3号及び同第4号並びに同月28日付け厚生労働省発総0628第2号及び同第1号（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）により厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定について、その取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由（共通）

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

決定過程に対する疑義

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問第1076号

（1）本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和5年4月20日付け（同日受付）で、開示請求

者として、処分庁に対し、法3条の規定に基づき、「2023年特定月に審査請求人が厚生労働大臣宛に送付した内容証明郵便に関して作成されたもの全て」について開示請求を行った。

イ 処分庁は、令和5年5月2日付けで、審査請求人に対し、審査請求人本人に関する情報の請求であれば、個人情報の保護に関する法律76条1項に基づく保有個人情報の開示請求が適切と思われることを案内した上で、保有個人情報の開示請求に補正するか確認を行うとともに、本件開示請求はオンライン請求であったことから、開示請求手数料の納付を求めるため、同月23日を提出の期限として、「行政文書開示請求書の補正について（依頼）」（以下「1回目補正依頼①」という。）を送付した。

ウ 処分庁は、1回目補正依頼の提出期限までに回答がなかったことから、令和5年5月24日付けで、審査請求人に対し、同内容にて、同年6月7日を提出の期限として、「行政文書開示請求書の補正について（依頼）（再送）」（以下「2回目補正依頼①」という）を送付したが、同様に提出期限までに回答はなく、また、開示請求手数料の納付もされなかった。

エ 処分庁は、相当の期間を設けて補正を求めたにもかかわらず、法定の開示請求手数料が納付されず、不適法な請求であるとして、令和5年6月26日付け厚生労働省発総0626第3号により不開示決定（原処分1）を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年7月31日付け（同年8月31日受付）で本件審査請求を提起したものである。

（2）諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分1は妥当であるから、棄却すべきである。

（3）理由

ア 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「決定過程に対する疑義」がある旨を主張する。

イ 原処分1の妥当性について

（ア）処分庁は、1回目補正依頼①において、送付日の後に祝日が多くあることから郵便の配達に遅れが生じる可能性を鑑み、補正書の提出期限を約3週間後とした。

（イ）1回目補正依頼①の提出期限までに回答はなかったが、郵便事故による1回目補正依頼①または補正書の不達の可能性を鑑み、2回目補正依頼①を送付した。その際、提出期限を約2週間後とした。

（ウ）1回目、2回目いずれも補正依頼の内容の確認、回答及び開示請

求手数料の納付を行うに当たっては十分な期間を確保しており、原処分1の決定手続に瑕疵はない。

(エ) したがって、本件開示請求は、相当の期間を設けて補正を求めたにもかかわらず、法定の開示請求手数料が納付されず、形式的な不備がある不適法な請求であるから、開示しないこととした原処分1は妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分1は妥当であるから、棄却すべきである

2 諮問第1077号

(1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和5年4月22日付け（同日受付）で、開示請求者として、処分庁に対し、法3条の規定に基づき、「任期付き職員募集に際して、採否の判断基準として作成されたこの全て」について開示請求を行った。

イ 処分庁は、令和5年5月2日付けで、審査請求人に対し、開示を求める行政文書を特定するための補正を行うとともに、本件開示請求はオンライン請求であったことから、開示請求手数料の納付を求めるため、同月23日を提出の期限として、「行政文書開示請求書の補正について（依頼）」（以下「1回目補正依頼②」という。）を送付した。

ウ 処分庁は、1回目補正依頼②の提出期限までに回答がなかったことから、令和5年5月24日付けで、審査請求人に対し、同内容にて、同年6月7日を提出の期限として、「行政文書開示請求書の補正について（依頼）（再送）」（以下「2回目補正依頼②」という）を送付したが、同様に提出期限までに回答はなく、また、開示請求手数料の納付もされなかった。

エ 処分庁は、相当の期間を設けて補正を求めたにもかかわらず、法定の開示請求手数料が納付されず、不適法な請求であるとして、令和5年6月26日付け厚生労働省発総0626第4号により不開示決定（原処分2）を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年7月31日付け（同年8月31日受付）で本件審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

(3) 理由

ア 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「決定過程に対する疑義」が

ある旨を主張する。

イ 原処分２の妥当性について

(ア) 処分庁は、１回目補正依頼②において、送付日の後に祝日が多くあることから郵便の配達に遅れが生じる可能性を鑑み、補正書の提出期限を約３週間後とした。

(イ) １回目補正依頼②の提出期限までに回答はなかったが、郵便事故による１回目補正依頼②または補正書の不達の可能性を鑑み、２回目補正依頼②を送付した。その際、提出期限を約２週間後とした。

(ウ) １回目、２回目いずれも補正依頼の内容の確認、回答及び開示請求手数料の納付を行うに当たっては十分な期間を確保しており、原処分２の決定手続に瑕疵はない。

(エ) したがって、本件開示請求は、相当の期間を設けて補正を求めたにもかかわらず、法定の開示請求手数料が納付されず、形式的な不備がある不適法な請求であるから、開示しないこととした原処分２は妥当である。

(４) 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分２は妥当であるから、棄却すべきである。

３ 諮問第１０７８号

(１) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和５年３月２８日付け（同日受付）で、開示請求者として、処分庁に対し、法３条の規定に基づき、開示請求書に審査請求人が個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の規定に基づき行った別件開示請求の手続において、処分庁が審査請求人に送付した文書を添付した上で、「添付書類作成に関するもの全て」について開示請求を行った。

イ 処分庁は、令和５年４月１９日付けで、審査請求人に対し、審査請求人本人に関する情報の請求であれば、個人情報の保護に関する法律７６条１項に基づく保有個人情報の開示請求が適切と思われることを案内した上で、保有個人情報の開示請求に補正するか確認を行うとともに、本件開示請求はオンライン請求であったことから、開示請求手数料の納付を求めるため、同年５月９日を提出の期限として、「行政文書開示請求書の補正について（依頼）」（以下「１回目補正依頼③」という。）を送付した。

ウ 処分庁は、１回目補正依頼③の提出期限までに回答がなかったことから、令和５年５月１２日付けで、審査請求人に対し、同内容にて、同月３０日を提出の期限として、「行政文書開示請求書の補正について（依頼）（再送）」（以下「２回目補正依頼③」という。）を送付し

たが、同様に提出期限までに回答はなく、また、開示請求手数料の納付もされなかった。さらに、処分庁は、同年6月7日付けで、審査請求人に対し、同月21日を提出の期限として、「行政文書開示請求書の補正について（依頼）（再送）」（以下「3回目補正依頼③」という。）を送付したが、同様に提出期限までに回答はなく、また、開示請求手数料の納付もされなかった。

エ 処分庁は、相当の期間を設けて補正を求めたにもかかわらず、法定の開示請求手数料が納付されず、不適法な請求であるとして、令和5年6月28日付け厚生労働省発総0628第2号により不開示決定（原処分3）を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年7月31日付け（同年8月31日受付）で本件審査請求を提起したものである。

（2）諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分3は妥当であるから、棄却すべきである。

（3）理由

ア 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「決定過程に対する疑義」がある旨を主張する。

イ 原処分3の妥当性について

（ア）処分庁は、1回目補正依頼③において、送付日の後に祝日が多くあることから郵便の配達に遅れが生じる可能性を鑑み、補正書の提出期限を約3週間後とした。

（イ）1回目補正依頼③の提出期限までに回答はなかったが、郵便事故による1回目補正依頼③または補正書の不達の可能性を鑑み、2回目補正依頼③を送付した。2回目補正依頼③に対しても回答がなく、処分庁はさらに3回目補正依頼③を送付した。2回目、3回目ともに補正書の提出期限は約2週間とした。

（ウ）1回目、2回目及び3回目のいずれも補正依頼の内容の確認、回答及び開示請求手数料の納付を行うに当たっては十分な期間を確保しており、原処分3の決定手続に瑕疵はない。

（エ）したがって、本件開示請求は、相当の期間を設けて補正を求めたにもかかわらず、法定の開示請求手数料が納付されず、形式的な不備がある不適法な請求であるから、開示しないこととした原処分3は妥当である。

（4）結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分3は妥当であるから、棄却すべきである。

4 諮問第1079号

(1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和5年3月27日付け（同日受付）で、開示請求者として、処分庁に対し、法3条の規定に基づき、「開示請求電子申請到達番号特定番号に関して作成されたもの全て」について開示請求を行った。

※到達番号を特定番号とする電子申請による開示請求は、審査請求人が法の規定により行った別件開示請求である。

イ 処分庁は、令和5年4月19日付けで、審査請求人に対し、審査請求人本人に関する情報の請求であれば、個人情報の保護に関する法律76条1項に基づく保有個人情報の開示請求が適切と思われることを案内した上で、保有個人情報の開示請求に補正するか確認を行うとともに、本件開示請求はオンライン請求であったことから、開示請求手数料の納付を求めるため、同年5月9日を提出の期限として、「行政文書開示請求書の補正について（依頼）」（以下「1回目補正依頼④」という。）を送付した。

ウ 処分庁は、1回目補正依頼④の提出期限までに回答がなかったことから、令和5年5月12日付けで、審査請求人に対し、同内容にて、同月30日を提出の期限として、「行政文書開示請求書の補正について（依頼）（再送）」（以下「2回目補正依頼④」という。）を送付したが、同様に提出期限までに回答はなく、また、開示請求手数料の納付もされなかった。さらに、処分庁は、同年6月7日付けで、審査請求人に対し、同月21日を提出の期限として、「行政文書開示請求書の補正について（依頼）（再送）」（以下「3回目補正依頼④」という。）を送付したが、同様に提出期限までに回答はなく、また、開示請求手数料の納付もされなかった。

エ 処分庁は、相当の期間を設けて補正を求めたにもかかわらず、法定の開示請求手数料が納付されず、不適法な請求であるとして、令和5年6月28日付け厚生労働省発総0628第1号により不開示決定（原処分4）を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年7月31日付け（同年8月31日受付）で本件審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分4は妥当であるから、棄却すべきである。

(3) 理由

ア 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「決定過程に対する疑義」が

ある旨を主張する。

イ 原処分４の妥当性について

(ア) 処分庁は、１回目補正依頼④において、送付日の後に祝日が多くあることから郵便の配達に遅れが生じる可能性を鑑み、補正書の提出期限を約３週間後とした。

(イ) １回目補正依頼④の提出期限までに回答はなかったが、郵便事故による１回目補正依頼④または補正書の不達の可能性を鑑み、２回目補正依頼④を送付した。２回目補正依頼④に対しても回答がなく、処分庁はさらに３回目補正依頼④を送付した。２回目、３回目ともに補正書の提出期限は約２週間とした。

(ウ) １回目、２回目及び３回目のいずれも補正依頼の内容の確認、回答及び開示請求手数料の納付を行うに当たっては十分な期間を確保しており、原処分４の決定手続に瑕疵はない。

(エ) したがって、本件開示請求は、相当の期間を設けて補正を求めたにもかかわらず、法定の開示請求手数料が納付されず、形式的な不備がある不適法な請求であるから、開示しないこととした原処分４は妥当である。

(４) 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分４は妥当であるから、棄却すべきである。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合して調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-----------------------------------|
| ① | 令和５年１１月２８日 | 諮問の受理（令和５年（行情）諮問第１０７６号ないし同第１０７９号） |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ | 令和６年６月２７日 | 審議（同上） |
| ④ | 同年７月５日 | 令和５年（行情）諮問第１０７６号ないし同第１０７９号の併合及び審議 |

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件各開示請求について

本件各開示請求について、処分庁は、相当の期間を設けて補正を求めたが、法定の開示請求手数料が納付されず、不適法な請求であるとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、「決定過程に対する疑義」を主張し、審査請求を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

２ 原処分の妥当性について

(1) 求補正の経緯について

各諮問書の添付資料によると、本件における求補正の経緯は、おおむね上記第3の1(1)ないし4(1)のとおりであると認められる。

(2) 検討

ア 当審査会において、各諮問書に添付された補正依頼書(写し)の内容を確認したところ、処分庁は、補正依頼書において、開示請求時に、少なくとも開示請求ごとに1件分(200円)の開示請求手数料を納付する必要があることを説明した上で、補正依頼書の作成日付から数えて19日ないし21日間の補正期間を提示し、期限内に補正がされない場合には補正の意思がないものとして扱う旨を記載しており、さらに当該補正依頼書については、開示請求ごとに2回ないし3回発出したが、いずれも回答がなかったものと認められる。

補正依頼書においては、保有個人情報の開示請求への補正を行うか否かの確認等と併せ、開示請求手数料の納付を求めているところであるが、その対応に長期間を要するものはないことに鑑みると、処分庁の定めた上記補正期間について、不当に短いものとは認められない。

したがって、当該補正期間は、法4条2項の「相当の期間」であると認められ、他に原処分に係る求補正の手續に、同項に違反する点は認められない。

イ 以上によれば、本件各開示請求には、開示請求手数料の未納という形式上の不備があり、処分庁による相当な期間を定めた求補正によっても、当該不備は補正されなかったと認められるから、処分庁が本件各開示請求に形式上の不備があることを理由として原処分を行ったことは妥当である。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、開示請求に開示請求手数料の未納という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別紙（本件対象文書）

文書1 2023年特定月に審査請求人が厚生労働大臣宛に送付した内容証明郵便に関して作成されたもの全て

文書2 任期付き職員募集に際して、採否の判断基準として作成されたもの全て

文書3 添付書類作成に関するもの全て

文書4 開示請求電子申請到達番号特定番号に関して作成されたもの全て